

大竹市地域公共交通活性化協議会規約 新旧対照表

新	旧
(事務局) 第 1 3 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局は、大竹市市民生活部<u>市民課</u>に置く。 附 則 この規約は、令和 7 年 5 月 2 7 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。	(事務局) 第 1 3 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局は、大竹市市民生活部<u>自治振興課</u>に置く。